

生徒会会則

第1章 総 則

第1条 本会は、北海道札幌あすかぜ高等学校生徒会と称する。

第2条 本会は、本校全生徒を会員として組織する。

第3条 本会のすべての活動は、本校教職員の指導と承認を受けるものとする。

第2章 目 的

第4条 本会は、学校の教育方針に基づき、校則を守って充実した学校生活を送り、自主性と協調性及び信義と友愛を尊ぶ健全なる人格と社会性を養うと共に、校風の振興をはかることを目的とする。

第3章 機関及び組織

第5条 本会は、第4条の目的達成のため、次の機関及び組織をおく。

- (1)生徒総会 (2)代議員会 (3)執行部 (4)委員会 (5)実行委員会
- (6)ホームルーム (7)部長会議 (8)部及び同好会 (9)外局

第1節 生徒総会

第6条 生徒総会は、全会員をもって構成し、年間計画・予算・決算・監査・生徒会会則改廃等を検討し承認する本会の最高議決機関である。

第7条 生徒総会は、定期総会と臨時総会からなる。

- (1)定期総会は、年1回開催する。
- (2)臨時総会は、全会員の3分の2以上の要請があった場合、または代議員会が必要と認めた場合に、校長の承認を得て会長が招集する。

第8条 生徒総会の議長1名、副議長1名は、代議員の中から選出する。

第9条 生徒総会は、全会員の3分の2以上の出席で成立し、出席者の過半数の賛成で可決する。

第2節 代議員会

第10条 代議員会は、総会に代わる議決機関であり、ホームルーム代表・副代表を代議員として構成する。

第11条 代議員会には、議長1名、副議長1名をおく。

第12条 議長、副議長、書記は、代議員会の互選により選出する。

第13条 代議員会は、会長が必要と認めたとき、または代議員の3分の1以上の要請があるときに、会長が招集する。

第14条 代議員会は、次の事項を審議または議決する。

- (1)本会則第6条に基づいて生徒総会で審議される事項
- (2)ホームルームからの提案事項
- (3)部及び同好会の設立・廃止
- (4)委員長、執行委員の承認

(5)その他の必要な事項

第15条 代議員会は、必要に応じて各機関の代表者の出席を求めることができる。

第16条 代議員会は、代議員の3分の2以上の出席で成立し、出席者の過半数の賛成で可決する。

第3節 執行部

第17条 執行部は、本会の執行機関であり、次の役員で構成する。

- (1)会 長 1名
- (2)副 会 長 2名以内
- (3)書 記 2名以内
- (4)会 計 2名以内
- (5)執行委員 若干名
- (6)委 員 長 7名
- (7)代議員議長 1名

第18条 会長・副会長・書記・会計の四役は、選挙によって選出される。

第19条 執行委員は、会長が指名し、代議員会で承認する。

第20条 委員長は、各委員会の委員から会長が指名し、代議員会で承認する。

第21条 執行部は、代議員会での審議事項を立案し、決議事項を執行する。

第22条 執行部役員の任務は、次のとおりとする。

- (1)会長は、本会を代表して、執行部を統轄し、会務の運営にあたる。
- (2)副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その任務を代行する。
- (3)書記は、本会の議事録・文書等を整理・保管する。
- (4)会計は、本会の経理を担当する。
- (5)執行委員は、諸活動の企画と広報を担当し、各種委員会及び各機関と連携してこれを実施する。
- (6)委員長は、企画及び広報を担当し、委員会及び各機関と連携してこれを実施する。
- (7)代議員議長は、執行部と代議員会の連絡調整を行う。

第23条 執行部会は、会長が招集する。

第4節 委員会

第24条 委員会は、運営・実行機関であり、各ホームルームから選出された委員で構成する。

第25条 本会には、次の委員会をおき、会務は下記のとおりとする。

- (1)規 律 委 員 会 規律及び風紀に関わる活動を行う。
- (2)厚 生 委 員 会 環境美化及び保健的活動を行う。
- (3)体 育 委 員 会 体育的活動及び体育授業の補佐を行う。
- (4)文 化 委 員 会 文化的活動を行う。
- (5)交 通 安 全 委 員 会 交通意識の高揚及び交通安全に関わる活動を行う。
- (6)選挙管理監査委員会 生徒会選挙に関わる業務、会計及び各機関の活動状況、解職請求に関する監査を行う。

(7) 図書委員会 蔵書管理及び図書の啓蒙活動を行う。

第 26 条 各委員会には、委員長 1 名、副委員長 1 名をおく。

第 27 条 副委員長及び書記は、各委員会の互選により選出する。

第 28 条 委員会は、委員長が招集する。

第 5 節 実行委員会

第 29 条 会長は、本会の活動遂行のため必要と認めるときは、必要な期間だけ臨時に実行委員会を設けることができる。

第 30 条 実行委員会は、会長が指名した実行委員で構成する。

第 31 条 実行委員会には、委員長 1 名、副委員長 1 名をおく。

第 32 条 実行委員会は、委員長が招集する。

第 6 節 ホームルーム

第 33 条 ホームルームは、生徒会組織の基礎であり、各機関からの議題を討議し、議決事項を実行する。

第 34 条 ホームルームには、次の役員をおく。

(1) ホームルーム代表 (代議員を兼任) 1 名 (2) ホームルーム副代表 (代議員を兼任) 1 名

(3) ホームルーム議長 2 名 (4) ホームルーム書記 2 名

(5) ホームルーム会計 2 名

第 35 条 ホームルームから次の委員を選出する。

(1) 規律委員 2 名 (2) 厚生委員 2 名

(3) 体育委員 男女各 1 名 (4) 文化委員 2 名

(5) 交通安全委員 2 名 (6) 選挙管理監査委員 1 名

(7) 図書委員 1 名以上 * 図書委員については、外局活動の補佐も行う。

第 7 節 部長会議

第 36 条 本会議は、連絡調整機関であり、部及び同好会の円滑・適正な活動を期すことを目的とする。

第 37 条 本会議は、部長、同好会代表、局長、生徒会四役、生徒会顧問及び部顧問で構成する。

第 38 条 本会議には、議長 1 名、副議長 1 名をおく。ただし、体育系、文化系から各 1 名選出する。

第 39 条 本会議は、次の事項を検討する。

(1) 部及び同好会について、設立・廃止及び合併・分離など組織・名称等の変更に関する事項

(2) 部及び同好会の規定及び細則に関する事項

(3) 予算・決算に関する事項

(4) 部及び同好会の活動状況に関する事項

(5) 連絡調整に関する事項

(6) その他必要事項

第40条 本会議は、会長が招集する。

第8節 部及び同好会

第41条 部及び同好会は、本会の目的達成のため、同好者をもって構成する。

第42条 部には部長・副部長、同好会には代表・副代表をおく。

第43条 部の活動費は、本会予算より支出する。

第44条 同好会の活動費は、本会予算からは支出されない。

第45条 部及び同好会規定は、別に定める。

第9節 外局

第46条 外局の目的は、生徒全体への奉仕、校内の文化の向上、局員相互の親睦および教養の深化を目的とする。

第47条 外局として、放送局と図書局をおく。

第48条 放送局は同好者で、図書局は同行者と各ホームルーム選出の委員1名以上で構成する。

第49条 外局には局長1名、副局長1名をおく。

第50条 外局は、本規程の部及び同好会に関する規程に準ずるものとする。ただし、対外活動・大会に参加する場合は、局員のみ参加を認める。

第4章 顧問

第51条 本会のすべての機関及び組織には、指導・監督にあたる顧問をおかなければならない。

第52条 顧問は、本校の教職員とする。

第5章 任期

第53条 執行部役員の任期は、10月1日から翌年9月30日までの1年間とする。

第54条 ホームルーム選出の役員、委員の任期は、次のとおりとする。

(1) ホームルーム代表（代議員兼任）、副代表（代議員兼任）、議長、書記、会計、規律委員、
厚生委員、体育委員、文化委員、交通安全委員

前期 4月1日～9月30日 後期 10月1日～3月31日

(2) 選挙管理監査委員、図書委員

4月1日～3月31日

第55条 本会の役員及び委員の再任は妨げない。

第56条 次の場合を除き、本会の役員及び委員の兼任は認めない。

(1) ホームルーム代表・副代表と代議員

(2) 各委員会の委員長と委員

(3) 実行委員とホームルーム役員・委員

第57条 本会の役員及び委員に欠員が生じたときは、速やかに補わなければならない。

第6章 会計

第58条 本会の活動に必要な経費は、入会金・会費及び事業収入等により賄う。

第59条 会員は、定められた会費を納入しなければならない。

第60条 会計年度は、4月1日より3月31日までとする。

第61条 会計・慶弔規程は、別に定める。

第7章 解任

第62条 生徒会四役に対する解職請求には、全会員の3分の1以上の署名がなければならない。

第63条 解職請求がなされた場合には、監査委員会は、それを受け付け、正当であるか否かを監査する。

第64条 解職請求が正当と認められた場合には、選挙管理監査委員会は信任投票を行わなければならない。

第65条 前条の信任投票で不信任が過半数に達した場合には、その役員は解任される。

第66条 会長解任の場合には、新執行部が設立するまで副会長が執務を代行する。

第8章 改正

第67条 本会則の改正は、代議員会及び生徒総会の承認を得なければならない。

生徒会選挙規程

第1章 総則

第1条 本規程は生徒会会則第18条に基づき、会長、副会長、書記、会計の選挙規定を定めるものである。

第2条 本規程にもとづいて行われるすべての選挙は、4分の3以上の投票率を持って、初めて効力を発する。

第3条 選挙権は、全会員が有する。

第4条 被選挙権は、選挙管理監査委員長を除く全会員が有する。

第2章 選挙管理監査委員会

第5条 選挙管理監査委員は、生徒会会則第24条に定める規程により選出される。

第6条 本委員会は、選挙に関する次の任務を行う。

- | | |
|-----------------|----------------|
| (1)選挙の公示 | (2)立候補の受付 |
| (3)選挙ポスターに関する事項 | (4)立会演説会の開催 |
| (5)投票・開票に関する事項 | (6)選挙違反の防止及び処理 |
| (7)選挙結果の公示 | (8)その他 |

第3章 立候補と選挙運動

第7条 立候補者は、選挙管理監査委員会が用意した受付用紙で届け出をし、選挙運動を開始する。

第8条 選挙管理監査委員会は、受付期間終了後、直ちに告示する。

第9条 運動方法は、原則として演説会、ポスターによる。これ以外の方法による場合は、選挙管理監査委員会の承認を必要とする。

第10条 ポスターは、選挙管理監査委員会が指定した用紙を用い、定められた枚数以内で選挙管理監査委員会の承認印を押してあるものとする。

第4章 投票および開票

第11条 投票用紙は、選挙管理監査委員会で候補者名および投票欄を印刷したものとし、投票欄に○を記入する方法で投票する。

第12条 立候補者がそれぞれ1名の場合は、信任投票を行う。その際は、投票欄に○を記入する方法で投票する。

第13条 投票は、原則として各ホームルーム教室で行い、特に必要な場合は選挙管理監査委員会が別に投票所を設ける。

第14条 開票は、選挙管理監査委員会が行う。

第15条 投票日当日に公欠等で欠席する生徒については、期日前投票を実施する。

部・局及び同好会規程

第1章 目的

第1条 本規程は、生徒会会則第45条に基づき、部及び同好会の設置と活動に関する事項を定める。

第2章 部、同好会の設立

第2条 部を設立する場合は、会則の規程のほか次の要件を必要とする。

- (1)本会の目的に合致した活動であること。
- (2)同好会として1年以上活動し、活動が顕著で大会等に参加可能であること。
- (3)代議員会の議決を経て、校長の承認を得ること。

第3条 同好会を設立する場合は、会則の規定のほか次の要件を必要とする。

- (1)本会の目的に合致した活動であること。
- (2)執行部に設置を申請し、代議員会の議決を経て、校長の承認を得ること。

第3章 部の降格、同好会の廃止

第4条 4月の部員名簿提出時に、部員不足で団体チームが組めず、次年度の部員名簿提出時に同じ状態であれば、同好会に降格となる。

第5条 4月の部員名簿提出時に、会員不足で団体チームが組めず、次年度の部員名簿提出時に同じ状態であれば、同好会は廃止とする。

第6条 運動系の個人競技、文化系の部・同好会については、代議員会で審議し、校長が決定する。

第4章 部の運営

第7条 部予算の執行については、次の物品は認められない。

- (1)ユニホーム
- (2)個人所有とみなされる物

第8条 年度初めに部員名簿を作成し、生徒会部に提出すること。(外局、同好会も同様)

第9条 年度初めに年間活動計画を作成し、生徒会部に提出すること。(外局、同好会も同様)

第10条 体育館、グラウンド等活動場所の使用は割当を受けること。

第11条 合宿は、合宿規程による。

第12条 勧誘ポスターを貼付する場合、顧問の許可を経て生徒会部の検印を得ること。その際は、指定された期間、指定された場所に貼付すること。

第5章 同好会の運営

第13条 予算配分はしない。

第14条 費用を自己負担した上で対外活動の参加は認められる。

第15条 活動場所の割当はされるが、部より回数は少なくなる場合がある。

第6章 部活動の特認

第16条 大会が考査期間中に開催される場合は、特認願を提出することにより、大会当日まで平常の練習を認める。

第17条 大会が審査後1週間以内に開催される場合は、特認願を提出することにより、審査3日前まで平常の練習を認める。

第18条 その他の場合については、生徒会部で審議の上、校長の承認を得ることができる。

第7章 部及び同好会への加入脱退

第19条 部員の加入、脱退は任意である。ただし、勉学との両立が困難な生徒の加入は認めない。

第20条 原則として、複数の部または局に所属できない。

対外活動派遣規程

第1章 目的

第1条 この規程は、特別活動の充実をはかるとともに、生徒の心身の発達を促し、加えて対外活動への派遣について適正を期するために定める。

第2章 範囲

第2条 本規程の対外活動の範囲は、次のとおりとする。

- (1)高体連・高野連・高文連の主催（共催）する地方大会・全道大会
- (2)国民スポーツ大会及びこれに関係する行事
- (3)合宿については、合宿規程による。
- (4)上記以外で、派遣することで教育的価値があると校長が認めた大会・行事
- (5)その他（練習試合等）

第3条 対外活動派遣が認められる者は、次のとおりとする。

- (1)部・局・同好会に所属している者
- (2)教職員又はそれに代わる引率者がいて校長が認めた者

第3章 日数

第4条 対外活動派遣の認められる日数は、次のとおりとする。

- (1)市内及びこれに準ずる地域（石狩・江別・千歳・恵庭・北広島・小樽・岩見沢までの範囲）での地区大会は当日のみとする。（特別な場合を除く）
- (2)上記以外の地域での大会については、旅行日も含めた日数とする。

第5条 対外活動へ派遣された者の出席については、教務内規細則による。

第4章 経費

第6条 本規定により支出される経費は、登録費および参加費とする。（交通費、宿泊費等 その他の経費については体育文化振興会規定による）

第7条 本規程により経費が支出される範囲は、次のとおりとする。

- (1) 高体連・高野連・高文連主催(共催)の大会・行事
- (2) 国民スポーツ大会及びこれに関係する行事

- (3) 上記以外で、派遣することで教育的価値があると校長が認めた大会・行事本規程によることができないものについては、校長が決定する。

第8条 対外活動の派遣に関する経費の支出は、年間3回までとする。ただし、部・局以外で、学校が認めた機関及び団体については、年間1回までとする。

第9条 主催団体及び参加者の事故等により、参加経費に剰余があった場合は、その旨を報告し、残金を返還しなければならない。

第10条 本規程によることができないものについては、校長が決定する。

第5章 派遣が認められない場合

第11条 次に該当する者は、対外活動の派遣は認められない。ただし、特に必要があるときは、第12条の委員会で審議し、校長の承認を得ることができる。

- (1)保護者等の承諾が得られない者
- (2)健康上の理由で参加不相当と診断された者
- (3)学習成績において評価「1」の数が3教科以上の者（遠征時に一番近い評価）
- (4)各教科及び特別活動において、特別な理由なしに欠席時数が2割に達している者
（ただし、1単位または2単位の教科については配慮する）
- (5)学年末において単位の履修や修得が困難と予想される者
- (6)生徒指導処分（訓告を除く）を受け、解除後一定の期間を経過していない者（停学後は1ヶ月以上経過していない者）
- (7)その他、学習・生活態度等に著しい問題をもつ者

第6章 遠征委員会

第12条 対外活動派遣について、本規程の第11条以外に審議の必要がある場合は、遠征委員会を設定し、審議を行う。遠征委員会は、教頭、教務部長、生徒指導部長および生徒会担当と部・局・同好会顧問及びホームルーム担任で構成する。

第7章 手続き

第13条 対外活動派遣については、次の手続きにより校長の承認を得なければならない。

- (1)対外行事参加許可願
- (2)対外行事参加承諾書
- (3)その他必要書類

合宿規程

第1条 本規程は、特別活動の一層の発展と、合宿がより効果的な心身の鍛錬の場として適正に運用されることを期して定めたものである。

第2条 合宿を行うときは、定められた手続きにより、校長の承認を得ること。

第3条 合宿を行うにあたっては、次の条件を満たすこと。

- (1)顧問又はそれに代わる教職員が、全期間宿泊を共にし指導にあたること。
- (2)高校生の合宿所として適当な施設であること。
- (3)場所は道内とする。ただし、道外については別途審議する。

第4条 合宿の回数は年3回以内とし、通算10日以内で休業日を利用すること。ただし、高体連・高野連・高文連・国民スポーツ大会の全道・全国大会への出場権を得たとき、又は各協会の強化選手に指定されたものについては、この限りではない。

第5条 合宿中は全員が目的をよく理解し、次の事項を厳守すること。

- (1)日課表等を作成し、規律正しい生活をする。
- (2)関係者以外の出入りや無断外出をしないこと。
- (3)保健衛生や火気には充分注意すること
- (4)その他校則等に違反する行為がないこと。

第6条 規程に違反する行為があった場合は、直ちに合宿を中止させることがある。

第7条 顧問は、合宿届と合宿計画書を作成して、生徒会部長を経由して校長の許可を得ること。

生徒会慶弔規程

第1条 北海道札幌あすかぜ高等学校生徒会会則第61条に基づき、本会の慶弔規程を次のとおり定める。

第2条 慶弔費支出については、次のとおりとする。

- | | | |
|-------------------|-------------|-----|
| (1)会員が死亡した場合 | 香典 10,000 円 | 供花代 |
| (2)会員の保護者が死亡した場合 | 香典 10,000 円 | |
| (3)本校教職員が死亡した場合 | 香典 10,000 円 | |
| (4)本校教職員が退職、転職の場合 | 花束 | |
| (5)会員が災害に遭った場合 | 別途協議 | |
| (6)その他の場合は、 | 別途協議する。 | |

生徒会会計規程

第1章 総則

第1条 本規程は、生徒会会則第 61 条に基づき、会計の取扱を適正にかつ円滑に執行するため、事務執行上必要な事柄を定めるものである。

第2条 会計科目は下記のとおりとする。

会計科目	摘 要
事務費	生徒会執行部の日常の業務で用いる用紙、インク等事務用品。
参加費	部活動の大会参加費。参加費同様に購入・持参が求められる物品費。 参加するために必要な郵送費。
加盟費	高体連・高文連・高野連等の負担金・加盟金。
備品費	生徒会活動で複数年度に渡って使用する物品及びその修理費。
通信費	他校生徒会などへの郵送費。
慶弔費	生徒会慶弔規定で定める。
生徒会誌費	生徒会誌の印刷・製本代。
事業費	行事活性化、校外事業補助、全道全国大会壮行の各事業。
文化発表会費	文化発表会の会場費、運搬費、必要物品購入費。
体育大会費	体育大会で使用する物品等。
未来風祭費	未来風祭で使用する物品、機材使用料等。
新入生歓迎会	新入生歓迎会で使用する物品等。
委員会費	各委員会で使用する物品。
部活動費	各部活動で使用する消耗品、医療品、共通して使用するトレーニング用品等。
リーダー研修費	生徒会執行部等の研修に用いる物品、講師代等。
外局費	外局で使用する物品等。
予備費	上記科目（ユニフォーム更新を含む）で対処できない場合。

※支払いに手数料のかかるときには、その手数料も同科目で支出する。

第2章 予算編成

第3条 生徒会会計は、会計担当教員の指導のもと予算案を作成する。

第4条 予算案は、生徒総会で承認を受けなければならない。

第3章 決算

第5条 生徒会会計は、会計担当教員の指導のもと決算書を作成する。

第6条 決算書は、選挙監査委員長の監査を受け、生徒総会で承認を受けなければならない。

第4章 細則

第7条 その他の会計処理に関する詳細は、細則に定める。

生徒会会計規程細則

第1章 校外事業補助

第1条 校外でのさまざまな活動を通じて、生徒が地域社会と交流し、本校の良さを校外に発信するとともに、生徒自身の社会性を育むことを目的とする校外事業について、生徒会会計より補助を行う。

第2条 補助を受けようとする団体は、別途定める要項で条件を確認し、生徒会部会計担当教員に応募用紙を提出する。

第3条 団体からの応募があった場合は、代議員会で審議し、補助することが目的に適うと認められた場合に予算を執行する。

第2章 全道・全国大会壮行

第4条 本校部活動の団体種目・競技が地区大会で上位入賞し、全道大会出場の権利を得た場合は、かけ垂れ幕を用意する。

第5条 本校部活動が地方大会で上位入賞し、全国大会出場の権利を得た場合は、かけ垂れ幕を用意する。この場合、団体・個人の別を問わない。

第6条 本校生徒が部活動と関わりなく、競技団体により日本代表選手として選抜され、国際大会に出場した場合は、生徒会担当で審議し、かけ垂れ幕を用意することができるものとする。

第3章 転校等による生徒会退会時の生徒会費返還

第7条 本校生徒が、転校・退学等により会員としての資格を年度途中で失う際には、在籍した月までの生徒会費を徴収し、それ以降の会費を先に収めている場合にはこれを返金する。